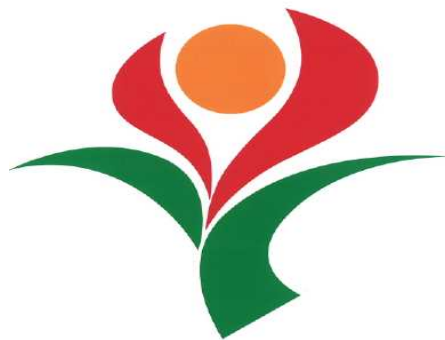


令和 2 年度

教育委員会に関する事務の管理及び執行 の 状 況 の 点 検 ・ 評 価 報 告 書



「豊かな自然の中でみんなが創る笑顔輝く元気なまち」

令和 3 年 3 月

曾於市教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成20年4月から、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があります。

このため、本市教育委員会では、「教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図る」ため、学識経験者、保護者、関係団体で構成する「曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会」を設置し、教育委員会の事務の管理・執行状況について、毎年点検及び評価を実施しています。併せて、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、市のホームページで公表しています。

点検及び評価の具体的な項目や指標については、国で項目等は定めず、各教育委員会が、その実情を踏まえて決定し、議会や地域住民の意見を受けて改善を図ります。

本報告書は、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、法第26条の規定に基づき、令和2年度に実施した施策及び施策を構成する事業に係る事務の管理・執行状況についての点検及び評価を行ったものです。

曾於市教育委員会は、この点検及び評価の実施を通じて、施策の効果の検証と改善（PDCAサイクルの確立）を図りながら、教育環境を整備・充実するとともに、教育施策を着実に推進していきたいと考えていますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

曾於市教育委員会

曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会委員

No.	役職名	区 分		氏 名
1	副委員長	財部地区	行政経験者	井手上 絹子
2		末吉地区	保護者	大休寺 寿子
3		大隅地区	校長経験者	森 田 永 寛
4	委員長	大隅地区	小学校PTA会長	比 良 淳 也
5		学識経験者	南九州大学教授	早 川 純 子

目 次

1 教育委員会の活動状況について

- (1) 教育委員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (2) 教育委員会の会議の開催状況・・・・・・・・・・ P 3
- (3) 教育委員会委員の活動の概要について・・・・ P 7
- (4) 成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

2 教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書

- (1) 点検・評価の流れについて・・・・・・・・・・ P 8
- (2) 評価の方法について・・・・・・・・・・ P 9
- (3) 点検・評価項目について・・・・・・・・・・ P 11

◎ 点検・評価報告書

☐ 総務課実施事業

- ① 曾於市学校給食事業・・・・・・・・・・ P 12

☐ 学校教育課実施事業

- ② 教育相談員事業・・・・・・・・・・ P 14

☐ 社会教育課実施事業

- ③ 青少年海外派遣事業・・・・・・・・・・ P 16

3 参考資料

資料 1 点検・評価に係る経過・・・・・・・・・・ P 18

資料 2 曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価の実施に関する規則・・・・・・・・ P 19

1 教育委員会の活動状況について

(1) 教育委員の状況

ア 令和3年3月1日現在の委員数 5人（男性3人，女性2人）

イ 現教育委員

職 名	氏 名	委 員 任 期	備 考
教 育 長	瀬 下 浩	H30. 6. 27～R 3. 6. 26	①
職務代理者	川 畑 和 徳	H30. 10. 5～R 4. 10. 4	②
委 員	長 野 かおり	H29. 12. 27～R 3. 12. 26	②
委 員	地主園 栄美子	R 1. 10. 5～R 5. 10. 4	① 保護者
委 員	米 澤 敬 昭	R 2. 12. 27～R 6. 12. 26	①
委 員	馬 場 雅 子	H28. 12. 27～R 2. 12. 26	④R 2. 12. 26任期満了退任

注 備考欄の丸数字は，期数を表す。

(2) 教育委員会の会議の開催状況

ア 開催回数

(ア) 令和2年度（令和2年）

① 定例会 12回（12回）

② 臨時会 1回（1回）

イ 定例教育委員会及び臨時教育委員会での議案件数

(ア) 令和2年度（令和2年）

① 議 案 51件（65件）

② 報 告 21件（20件）

ウ 会議録の作成方法

録音による会議録作成

エ 定例教育委員会及び臨時教育委員会における主な審議内容

区分	開催日	付 議 案 件 等
令和2年 第4回(4月) 定例会	R2. 4. 10	1 議案 (1) 障害者活活躍推進計画の策定について (2) 学校における業務改善について (3) 曾於市部活動基本方針（案）の策定について 2 報告 (1) 教育委員会事務局職員の人事異動について (2) 就学指定変更の申立てについて (3) 区域外就学の届出について

区分	開催日	付議案件等
第5回(5月) 定例会	R2. 5. 19	1 議案 (1) 曾於市学校給食食材提供補助金交付要綱（案）の制定について (2) 曾於市学校臨時休業対策費補助金交付要綱（案）の制定について (3) 曾於市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について (4) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について (5) 各種補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）の制定について (6) 令和2年度一般会計補正予算（第2号）について (7) 令和2年度一般会計補正予算（第3号）について 2 報告 (1) 令和元年度一般会計補正予算（第11号）について (2) 就学指定変更の申立てについて (3) 区域外就学の届出について
第6回(6月) 定例会	R2. 6. 17	1 議案 (1) 曾於市招致外国青年就業規則の全部を改正する告示（案）の制定について (2) 曾於市外国青年人事評価要領（案）の制定について (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担額を定める規則（案）の制定について (4) 令和元年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について (5) 学校管理規則の一部を改正する規則の制定について (6) 令和2年度一般会計教育費補正予算（第4号）について 2 報告 (1) 就学指定変更の申立てについて (2) 区域外就学の願い出について
第7回(7月) 定例会	R2. 7. 7	1 議案 (1) 岩川の弥五郎どん調査委員会設置要綱（案）の制定について (2) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について
第8回(8月) 定例会	R2. 8. 7	1 議案 (1) 曾於市立学校施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について (2) 令和3年度使用中学校教科用図書採択（案）について (3) 令和2年度一般会計補正予算（第5号）について (4) 令和2年度一般会計補正予算（第6号）について

区分	開催日	付 議 案 件 等
		2 報告 (1) 就学指定変更の申立てについて
第9回(9月) 定例会	R2. 9. 14	1 議案 (1) 財産の取得について (2) 財産の取得について (3) 契約の締結について (4) 契約の締結について
第10回(10月) 定例会	R2. 10. 12	1 報告 (1) 曾於市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部 を改正する規則の制定について 2 報告 (1) 就学指定変更の申立てについて
第11回(11月) 定例会	R2. 11. 10	1 議案 (1) 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例（案） の制定について (2) 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例施 行規則（案）の制定について (3) 曾於市立学校管理規則の一部を改正する規則（案）の 制定について (4) 曾於市教育委員会特定事業主行動計画の策定につ いて (5) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について (6) 令和2年度補正予算第8号（教育費）について 2 報告 (1) 就学指定変更の申立てについて (2) 区域外就学の願い出について
第12回(12月) 定例会	R2. 12. 7	1 議案 (1) 曾於市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する条例（案）の制定について (2) 夏季休業中の学校閉庁の実施について 2 報告 (1) 就学指定変更の申立てについて (2) 区域外就学の願い出について
令和3年 第1回(1月) 定例会	R3. 1. 15	1 報告 (1) 就学指定変更の申立について (2) 区域外就学の願い出について

区分	開催日	付 議 案 件 等
第2回(2月) 定例会	R3. 2. 10	1 議案 (1) 曾於市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について (2) 曾於市小学校遠距離通学補助金交付規則（案）の制定について (3) 曾於市教育情報セキュリティーポリシーの策定について (4) 曾於市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）の制定について (5) 曾於市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）の制定について (6) 曾於市社会教育施設防火管理規程の一部を改正する訓令（案）の制定について (7) 曾於市社会教育関係団体補助金等交付要綱の一部を改正する告示（案）の制定について (8) 令和3年度一般会計当初予算について（教育費） 2 報告 (1) 就学指定変更の申立について (2) 区域外就学の願い出について (3) 教育委員会事務局職員の人事異動について
第3回(3月) 定例会	R3. 3. 8	1 議案 (1) 曾於市教職員住宅条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (2) 曾於市文化財の指定について (3) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について (4) 令和2年度一般会計補正予算（第14号）について（教育費） (5) 令和3年度一般会計補正予算（第1号）について（教育費） (6) 令和3年度 鹿児島県教職員の定期人事異動に関する内申について 2 報告 (1) 就学指定変更の申立について (2) 区域外就学の願い出について (3) 区域外就学の届出について

オ 会議運営上の主な工夫

- ① 議案，報告とは別に「その他」の項目を加え，その時々にあった課題について協議した。
- ② 定例会の会議後を使って，委員だけで自主研修を開催した。
- ③ 定例会後に講義や研修を行った。

(3) 教育委員会委員の活動の概要について（令和２年度）

ア 計画学校訪問（教育事務所合同訪問含む）

① 高岡小学校・櫛小学校・諏訪小学校	6月17日
② 菅牟田小学校・月野小学校・末吉小学校	6月19日
③ 深川小学校・柳迫小学校・財部小学校	7月5日
④ 大隅北小学校・笠木小学校	7月7日
⑤ 岩北小学校・岩南小学校	7月8日
⑥ 岩北小学校・岩南小学校	9月14日
⑦ 財部北小学校・財部南小学校・財部中学校	9月25日
⑧ 光神小学校・中谷小学校	10月9日

イ 関係者との意見交換会（令和２年はコロナウィルス非常事態宣言等を受け，下記行事すべて中止）

① 母親代表者会総会・市P連総会	中止
② 総合教育会議	中止
③ P T Aと語る会	中止
④ 市P連の集い	中止

ウ 自主研修，施設研修，事業視察等

① 自主研修会	市内学校現状と課題	2月25日
	外部評価教育委員評価・総括について	5月19日
	曾於市子ども議会傍聴	8月7日
	市内学校現状と課題	12月7日
② 施設研修	大隅学校給食センター試食	5月19日
	末吉中央公民館建築現場視察	2月10日
	新規指定文化財 現地調査視察	3月8日

エ 各種研修への参加（令和２年はコロナウィルス非常事態宣言等を受け、下記行事すべて中止）

- | | |
|-------------------|----|
| ① 県教育行政説明会 | 中止 |
| ② 市町村教育委員会連絡協議会総会 | 中止 |
| ③ 県市町村教育委員会委員研修 | 中止 |
| ④ 九州地区市町村教育委員研修大会 | 中止 |

オ 各種行事への参加

（令和２年はコロナウィルス感染対策非常事態宣言等を受け、下記行事すべて中止又は、不参加）

- ① 陸上記録会，運動会・体育大会，入学式，卒業式等
- ② 転入新任教職員宣誓式
- ③ 総合大学開講式・子どもフェスタ・健康づくり駅伝大会
- ④ 教育県民週間学校訪問
- ⑤ 県立曾於高等学校入学式・卒業式・体育祭・合唱コンクール等

(4) 成果と課題

ア 当面する課題等については、内容の充実した資料等によりよく説明され、判断もしやすかった。

イ 定例会又は定例会の前後において、フリートークの時間を設け、テーマを定め、教育行政全般に係る自由闊達な議論などを通して教育委員としての資質向上を図ることができた。

ウ 議案については、審議内容を深めることと議事進行を早くするために、事前配布を徹底するように努めた。

エ 教育委員の活動状況を市民に周知するため、会議の公開、会議録の開示をさらに積極的に進めていく。また、ホームページを有効に活用する。

オ 移動教育委員会や自主研修会を、積極的に開催する。

2 教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書

(1) 点検・評価の流れについて

ア 点検及び評価の視点

点検・評価に当たっては、次の３つの視点により進めた。

(ア) 市民等の視点

市民やサービスの受け手、関係する企業や団体などの公的サービスに対するニーズの多様化や変化を的確に把握し、迅速に対応できているか、市民等の視点に立って仕事のあり方を見直す。

(イ) コスト削減の視点

事業費や従事する職員の人件費などの経費を含めて全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているかどうかを点検する。

(ウ) 職場活性化の視点

職員が自らの仕事のあり方について評価することで、仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善につなげるとともに、一人一人が組織目標を常に考え、柔軟で効率性を考えた取組を進める。

イ 点検・評価シートの活用による内部評価・点検の実施

施策等の成果を分析・検証するために点検・評価シート（点検・評価規則様式第1号）を作成した。

ウ 点検・評価シートを用いた外部評価の実施

主務課長が作成した点検・評価シートによる内部評価に対して客観的な意見を述べてもらった。

エ 点検・評価報告書の作成

点検・評価シートにより内部評価及び外部評価をとりまとめ、教育委員会の会議に付議し、市議会（文教厚生常任委員会を経由して）に提出するために、点検・評価報告書（点検・評価規則様式第2号）を作成した。

(2) 評価の方法について

ア 点検・評価の概要

(ア) 点検・評価シートの事業名、事業の概要、事業コスト、実績と成果などの基本情報などの基本情報を記入

(イ) 評価項目の各着眼点の評価理由・説明等の記入（評価点1～4の選択）

(ウ) 総合評価及び評価を踏まえた事業の課題を記入

(エ) 外部評価の実施

① 評価項目の評価点の記入

② 点検・評価に関するコメントの記入

イ 項目別評価

点検・評価シートを用いて事業の成果を測定するとともに課題を把握し、より良い事業の展開に向けた改善へとつなげていくため、以下の4つの評価項目について、8つの着眼点により評価を行った。

① 評価項目等の一覧

評価項目		項目の説明	着眼点（各4点満点）
1	適 応 性	現在の市民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価する。また、必要な場合でも、市が行う必要があるのか、他の実施主体は考えられないのか、役割分担は適切かどうかを評価する。	① 市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
			② 事業を市が行う必要性があるか。
2	有 効 性	目的を達成するために最も効果的な手法、内容、実施水準となっているか、他の方法がないかを評価します。また、この事業は施策や運営方針、その他本市で策定した各種計画・プラン・指針等の目的の実現のどの程度寄与しているかを評価する。	③ 事業の目的に照らして効果的な手法か。
			④ 施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
3	目 標 達 成	これまでの経過や他市の水準などと比較して、目標の設定水準が適切かどうか、事業の目的を達成するために最適な目標かどうかを評価します。併せて、その目標の達成状況を評価する。	⑤ 目標の水準は適切か。
			⑥ 計画通りに目標を達成できたか。
4	効 率 性	事業のコストがかかり過ぎていないか、最小の経費で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価する。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図られないかを評価する。	⑦ コストは縮減しているか。
			⑧ 事務は効率的に行われているか。

② 着眼点の評価

着眼点評価	着眼点に即した取組
4	十分できている
3	できている
2	あまりできていない
1	できていない

ウ 総合評価

評価項目の得点を合計し、100点満点に換算して、ランクを5段階で表示するので、以下のランクを参考に、複数の評価項目に関連するコメント、課題・問題点について総合的な評価を行った。

総合評価のランク

ランク	評価点	内 容
A	86以上	優れた取組が多く、十分成果が上がっている。
B	71～85	優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている。
C	56～70	一定の成果は上がっているが課題もあり、更なる取組によって上位を目指す必要がある。
D	41～55	成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多く、更なる改善が必要である。
E	40以下	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要である。

(3) 点検・評価項目について

教育委員会では、「曾於市教育行政の基本理念」に基づき、平成28年度においては7の重点施策を柱として、45項目に分類し、諸施策・事業を総合的に推進している。

今年度の点検・評価にあつては、次の3つの主要事業について点検・評価を行うものとする。

*** 事業項目**

総務課実施事業

1 学校給食事業

学校教育課実施事業

2 教育相談員事業

①心の相談員

②スクールソーシャルワーカー

③適応指導教室指導員

社会教育課実施事業

3 青少年海外派遣事業

様式第2号（第11条関係，第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	学校給食事業
-----	--------

事業年度	令和元年度	事業番号	1	事業名	学校給食事業
------	-------	------	---	-----	--------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適 応 性	3	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
		4	事業を市が行う必要があるか。
	有 効 性	2	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		3	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
B (72)点	目 標 達 成 度	3	目標の水準は適切か。
		3	計画どおりに目的を達成できたか。
	経 済 性 効 率 性	2	コストは縮減しているか。
		3	事務は効率的に行われているか。

事 業 の 概 要 (目的, 内容等)	児童生徒の心身の健全な発達に資するため、栄養バランスのとれた「安心・安全」な給食を提供するとともに、好ましい人間関係の育成を図り、また望ましい食習慣や態度を身につけさせることを目的とする。(1) 学校給食施設の運営及び維持管理 (2) 食育の推進 (3) 給食費負担軽減補助金
事 業 の 実 績 及 び 成 果	(1) 学校給食施設の運営及び維持管理 市内4か所の給食調理場において、小学校20校，中学校3校，幼児学園3園，合計約2,900食/日を提供している。給食施設は市が管理し，調理・配送業務は民間委託している。 (2) 食育の推進 地域の特産物を積極的に取り入れながら，食事の重要性や食事マナーなど食に関する知識を習得させ，食育の推進を図っている。 (3) 給食費負担軽減補助金 子育て世代の経済的負担を軽減するため，給食費の補助（補助率1/3以内）を行っている。 小学生1人当り負担額：年額44,000円－補助金11,000円＝33,000円/年 中学生1人当り負担額：年額51,700円－補助金11,000円＝40,700円/年

事業の課題等 取組の方向性	(1) 各給食施設の老朽化が著しく、設備修繕等の維持管理費が年々増加傾向にある。また、文科省が定める学校給食衛生管理基準を満たしていないため、異物混入や食中毒、食物アレルギー等の給食事故の危険性が懸念される。さらに、今後は児童生徒数の減少が見込まれ、より効率的な運営が望まれる。これらの現状を踏まえ、「曾於市学校給食センター基本計画」に基づき、4施設を1か所に統合するための準備を進める必要がある。 (2) 毎月19日（食育の日）を「そおgood給食の日」とし、地元産の食材を活用した給食を提供するなど食育の推進が図られている。 (3) 経済的負担の軽減が子育てしやすい環境づくりに繋がっている。今後は補助金交付に係る事務を効率的に行うための検討をしていく必要がある。
------------------	---

※ 外部評価委員会委員による評価、意見

補助金の交付により家計負担の軽減がなされており、ありがたい事業である。地産地消やセンターで手作りなど、栄養管理も行き届いている。しかし、センターの老朽化による衛生面の問題や、補助金、その他の事務の手続きなどによる職員の負担が大きいため、簡素化に向けて統合かつ新しい給食施設の整備が必要である。

※ 教育委員会委員による評価

学校給食及び保護者への補助金は、児童生徒の健全な心身の発達や、子育て世代の支援として有効であり評価できる。

施設の老朽化や衛生管理の徹底、児童生徒の減少等の課題解決のためにも新しい給食施設の建設や統合の検討が必要である。

様式第 2 号（第11条関係，第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	教育相談員事業
-----	---------

事業年度	令和元年度	事業番号	2	事業名	教育相談員事業
------	-------	------	---	-----	---------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適 応 性	4	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
		3	事業を市が行う必要があるか。
	有 効 性	4	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		3	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
B (81)点	目 標 達成度	3	目標の水準は適切か。
		3	計画どおりに目的を達成できたか。
	経 済 性	4	コストは縮減しているか。
	効 率 性	3	事務は効率的に行われているか。

事 業 の 概 要 (目的, 内容等)	児童生徒の置かれた様々な問題を解決する支援を行い，教育相談態勢の整備・充実を図る。 ①気軽に話せる第三者的な存在として児童生徒及び保護者が抱えている悩みや不安，ストレス等に対する相談事業を行う。 ②児童生徒の生徒指導上の課題に対応するため，関係機関との連携により，児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う。 ③不登校及びその傾向にある児童生徒に対し，適応指導等を組織的かつ計画的に行い，学校への復帰を支援する。
事 業 の 実 績 及 び 成 果	・心の教室相談員と生徒が気軽に声を掛けられる関係ができており，年間相談員3名で295件の相談業務を行い，諸問題の未然防止等に取り組んだ。 ・昨年度は教職員や心の教室相談員，スクールカウンセラー，保護者，福祉事務所や保健課などと，のべ746回の関わりをもった。 スクールソーシャルワーカーが動くことにより，関係者間のつながりができるとともに，支援児童生徒に対する関わりもより効果的になってきている。 ・適応指導教室は，指導員2名で年間608名（のべ人数）の児童生徒への指導，保護者や学校職員との相談業務を年間84件実施し，児童生徒の学校復帰への支援を行った。その結果，3名の児童生徒が学校へ復帰した。 ・いじめについては，教育相談業務を通して，学校と連携して早期発見・早期対応に努め，現時点では深刻ないじめの問題は発生していない。また，問題行動等も起きていない状況である。
事 業 の 課 題 等 取 組 の 方 向 性	不登校については，本市でも増加傾向にある。したがって，不登校児童生徒に対する支援を要する事案が増加傾向にあり，関係諸機関とのより有効な連携のために，SSWの増員も検討していきたい。

※ 外部評価委員会委員による評価，意見

昨今，様々な問題を抱える家庭があったり，社会構造的な部分から児童生徒に様々な影響を与えている。この事業では，市が主体となり，中学校区ごとに教育相談員を配置し，児童生徒保護者に寄り添い関係を深めている。

教育相談は効果的に行えているが，相談件数等が増え相談員の負担増となっていることから，相談員の増員も検討が必要である。

また，発生後の対処療法でなく，未然に防ぐことにも力らを入れる必要がある。

教育は地方創生の源だと考えれば，教育関連にかかる多少のコストはやむを得ない。

※ 教育委員会委員による評価

気軽に相談できる心の教室相談員の存在は，様々な相談や問題の解決につながっており，とても評価できる。

相談員の増員の検討もさることながら，これまでの相談事例により，情報交換や研修の機会，専門的な対応等の知識を有する者の登用，適応教室の増室等の検討に加え，関係者間の連携強化によりさらなる事業の充実を期待する。

様式第2号（第11条関係，第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	青少年海外研修派遣事業
-----	-------------

事業年度	令和元年度	事業番号	3	事業名	青少年海外研修科研事業
------	-------	------	---	-----	-------------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適 応 性	4	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
		3	事業を市が行う必要があるか。
	有 効 性	4	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		4	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
A (94)点	目 標 達成度	3	目標の水準は適切か。
		4	計画どおりに目的を達成できたか。
	経 済 性 効率性	4	コストは縮減しているか。
		4	事務は効率的に行われているか。

事業の概要 (目的, 内容等)	高校生が海外で約1ヶ月間のホームステイ等により国際的な視野を広めるとともに，海外の文化を理解し国際交流を深め，国際性豊かな青少年を育成する。 (1) ホームステイ及びボランティア体験学習を行う。 (2) ノースウエストスクール（世界15ヶ国以上の留学生が参加）・ブッシュ校にて語学研修や国際交流を深める (3) 公共施設の研修を行う。
事業の実績 及び成果	・1ヶ月間をホームステイや，現地の高校で授業を受けたりすることで，英語の語学力がアップした。 ・ホストファミリーや世界各国の留学生と異文化交流をすることにより，国際的な視野が広がった。 ・日本を離れて生活することにより，日本及び日本文化の特色や良さを再認識できた。
事業の課題等 取組の方向性	・中学生を含め高校生に，本事業に対する関心をさらに喚起し，多数の応募者があるように周知等に努める必要がある。 ・事業年数が10年を経過したことから，参加した研修生の進路等を調査し，事業の効果や必要性を検証する必要がある。

※ 外部評価委員会委員による評価，意見

異文化体験をすることで日本や曾於市の良さを再認識できる事業として，高く評価できるが，自己負担額が小さくないため希望者の公平性が確保できていない可能性がある。選考基準を数値化できるような客観性のある指標で英語能力を測ったり，経済弱者のために自己負担を二分の一から三分の二や10万円程度の枠を設けることが望ましい。

また，応募人数が少ないことから，子供たちが気づくようなPRや，安価で対応できるプランや行先を変えてもよいと考える。

※ 教育委員会委員による評価

社会経済のグローバル化の進んだ現代において国際感覚を養う一助にもなる事業であり多くの高校生に経験していただきたい。

応募人数の減少に対し，単に自己負担額を抑えるだけでなく，参加しやすい工夫，例えば，期間を短縮したプログラムや国内での語学研修等，事業の見直しに加え，青少年の参加意欲を高めるような取り組みも重要である。

資料 1 点検・評価に係る経過

令和 2 年

11月19日 第 1 回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 委員長・副委員長互選
- (2) 曾於市の教育の現状について
- (3) 曾於市教育事務の管理執行状況に係る点検・評価の実施方針について
- (4) 令和 2 年度外部評価選定事業について
- (5) 今後のスケジュール及び次回会について

12月21日 第 2 回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 教育相談員事業（学校教育課）
- (2) 質疑応答
- (3) 外部評価選定事業の委員意見について
- (4) 次回会議について

令和 3 年

3月17日 第 3 回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 青少年海外研修派遣事業（社会教育課）
- (2) 学校給食事業（総務課）
- (3) 外部評価選定事業の委員意見について
- (4) 次回会について

5 月 10 日 教育委員自主研修会

- (1) 教育委員による評価及び総括について

6 月 9 日 令和 3 年第 6 回（6 月）定例教育委員会

- (1) 議案「教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について」

6 月下旬 公表

資料 2

曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施に関する規則

平成21年 6 月 1 日
教育委員会規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づく曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、その実施に関し基本的事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第 2 条 点検及び評価の対象は、曾於市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げられた施策及び施策を構成する事業（以下「施策等」という。）であって、教育長が定めるものとする。

(点検及び評価の時点)

第 3 条 点検及び評価は、当該年度の施策等の進捗状況を総括するとともに、課題又は今後の取組みの方向性を示すものとして当該年度終了後速やかに実施するものとする。

(点検及び評価の主体)

第 4 条 点検及び評価の対象となる施策等を担当する主務課長（以下単に「主務課長」という。）は、当該施策等を企画立案し、及び遂行する立場から、評価対象の施策等について自ら点検及び評価を行うものとする。

(点検及び評価の視点)

第 5 条 点検及び評価は、次の視点を基本として行う。

- (1) 市民等の視点 市民やサービスの受け手のニーズを的確に把握し、迅速に対応しているか。
- (2) コスト削減の視点 全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているか。
- (3) 職場活性化の視点 仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善が図られているか。

(点検及び評価の手法)

第 6 条 点検及び評価に当たっては、できる限り具体的な指標を用いるものとする。

(点検・評価シート)

第 7 条 点検及び評価は、点検・評価シート（様式第 1 号）により行うものとする。

(実施手続)

第8条 主務課長は、点検・評価シートをとりまとめ、教育委員会総務課長に提出するものとする。

(実施方針)

第9条 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事務の点検及び評価の実施に関する基本的な方針
- (2) 事務の点検及び評価の対象に関する事項
- (3) 事務の点検及び評価の視点に関する事項
- (4) 事務の点検及び評価の方法に関する事項
- (5) その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項

(意見の聴取)

第10条 教育委員会は、点検及び評価について客観性及び公平性を確保するため、学識経験者等第三者による組織（以下「第三者機関」という。）を設置し、第8条の規定により提出された点検・評価シートに対し意見を聴取するものとする。この場合において、第三者機関は、必要に応じ主務課に対しヒアリングを実施することができる。

(教育委員会への付議等)

第11条 教育長は、提出された点検・評価シート及び第三者機関の意見を基に点検・評価報告書（様式第2号）の案を作成し、教育委員会の会議（以下「会議」という。）に付議するものとする。

2 教育委員は、前項の点検・評価報告書に基づき、会議において最終的な点検及び評価を行うものとする。

(市議会への提出及び公表)

第12条 教育長は、会議で議決された点検・評価報告書を、毎年6月に市議会へ提出するものとする。

2 前項の提出の後に、市のホームページ及び広報誌に掲載するなど市民が容易に情報を入手できる方法で公表するものとする。

(点検及び評価結果の反映)

第13条 主務課長は、点検及び評価の結果を踏まえて、基本計画の推進、予算要求等を行うものとする。

(その他)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず，曾於市教育振興基本計画が策定されるまでの間は，同条中「曾於市教育振興基本計画」とあるのは「曾於市教育行政要覧」と読み替えるものとする。